

住宅改修の独自助成制度実施状況

(2010年愛知自治体キャラバンまとめ)

※新設は**ゴチック**で、豊橋市、日進市、田原市、清須市、みよし市、長久手町、豊山町、武豊町、一色町
 ※両方助成は、碧南市、刈谷市、小牧市、岩倉市、日進市、清須市、北名古屋市、みよし市、長久手町、豊山町、武豊町
 ※介護保険利用者以外を新設は、安城市、吉良町
 ※「助成制度」欄は次の通り ○:あり、△:検討中、×:なし

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度			
		実施	上乗助成額(上限)	利用者実数(2009年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2009年度)
合計	31	27	—	1,736	17	—	—	289
1 名古屋市	×	×			×			
2 豊橋市	○	○	10万円	320	×			
3 岡崎市	○	○	30万円	198	×			
4 一宮市	○	×			○	要支援・要介護に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯	5.4万円	5
5 瀬戸市	×	×			×			
6 半田市	×	×			×			
7 春日井市	○	×			○	市内に住所を有し、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方が生活している住宅(過去に住宅改修に係る市の補助を受けていない住宅)※生計中心者の所得税額により一部負担金が必要な場合あり。	20万円	121
8 豊川市	×	×			×			
9 津島市	×	×			×			
10 碧南市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯30万円	14	○	65歳以上で障害者手帳1～3級(視覚、下肢機能、体幹機能)	5万円	6
11 刈谷市	○	○	10万円	128	○	所得税非課税の65歳以上の高齢者のみ世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	9万円	8
12 豊田市	○	○	40万円	404	×			
13 安城市	○	○	10万円	75	○	特定高齢者で運動機能に支障のある人。ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(ともに所得税非課税)	10万円	0
14 西尾市	○	○	改修費用の9割で上限10万円	82	×			
15 蒲郡市	×	×			×			
16 犬山市	○	×			○	市のリフォームヘルプ住宅改善相談を受け、更に介護保険で非該当とされた65歳以上で日常生活に支障がある人	工事費用の9割で上限15万円	6
17 常滑市	×	×			×			
18 江南市	○	○	12万円	30	×			
19 小牧市	○	○	9万円	5	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	18万円	1
20 稲沢市	×	×			×			
21 新城市	×	×			×			
22 東海市	○	○	10万円又は30万円	39	×			
23 大府市	○	○	市民税非課税世帯40万円、市民税課税世帯20万円	58	×			
24 知多市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯40万円	47	×			
25 知立市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯15万円	46	×			
26 尾張旭市	×	×			×			
27 高浜市	○	○	10万円	59	○	市内65歳以上高齢者	10万円	65
28 岩倉市	○	○	50万円	0	○	前年所得税額が42,001円以下	50万円	0

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
		実施	上乗助成額(上限)	利用者実数(2009年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2009年度)	
29	豊明市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯15万円	41	×			
30	日進市	○	○	改修費20万に対し9割(18万)が上限	29	○	下肢、体幹機能、視覚障害1から3級の方。	38万(40万×9割)	3
31	田原市	○	○	課税世帯10万円、非課税世帯20万円	11	×			
32	愛西市	×	×			×			
33	清須市	○	○	低所得の方に上限60万円の1/2助成	6	○	市内に居住し、①下肢・体幹又は視覚障害を有し、それぞれの障害が3級以上の身体障害者(児)②上肢障害2級以上で、下肢障害を有する身体障害者(児)	当該給付に要した費用の1/2、限度30万	7
34	北名古屋市	○	○	15万円	41	○	身体障害者手帳1から3級の下肢障害、体幹障害または視覚障害の方	15万円	0
35	弥富市	×	×			×			
36	みよし市	○	○	30万円	10	○	身体障害者手帳を所持している者で、下肢、体幹又は視覚障害3級以上	30万円	1
37	あま市	×	×			×			
38	東郷町	×	×			×			
39	長久手町	○	○	30万円	5	○	65歳以上の高齢者で本人が町民税非課税	30万円	8
40	豊山町	○	○	限度額30万円、補助率1/2。ただし、改修費の1/2が30万円に満たない場合は、その額とする。	4	○	重度障害、療育、精神、難病手帳所持者、他ケア会議で必要性を認めた方。	30万円	4
41	大口町	○	○	工事費×1/2×0.9(上限45万円)	11	×			
42	扶桑町	○	×			○	日常生活に支障のある特定高齢者	18万円	3
43	大治町	×	×			×			
44	蟹江町	×	×			×			
45	飛島村	×	×			×			
46	阿久比町	×	×			×			
47	東浦町	○	○	課税世帯20万円、非課税世帯40万円	36	×			
48	南知多町	×	×			×			
49	美浜町	×	×			×			
50	武豊町	○	○	対象経費60万円の1/2補助。上限30万円		○	65歳以上の要援護者。	対象経費60万円の1/2補助。上限30万円	51
51	一色町	○	○	最大9万円まで	37	×			
52	吉良町	×	×			×			
53	幡豆町	×	×			×			
54	幸田町	×	×			×			
55	設楽町	×	×			×			
56	東栄町	×	×			×			
57	豊根村	×	×			×			